

# 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例等に基づく排水基準の変更に係る参考資料

(↑千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

- 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数
- 2 千葉県環境保全条例に基づく特定事業場数
- 3 令和4年度公共用水域の水質測定結果
- 4 立入検査結果
- 5 排水基準

千葉県環境生活部  
水質保全課



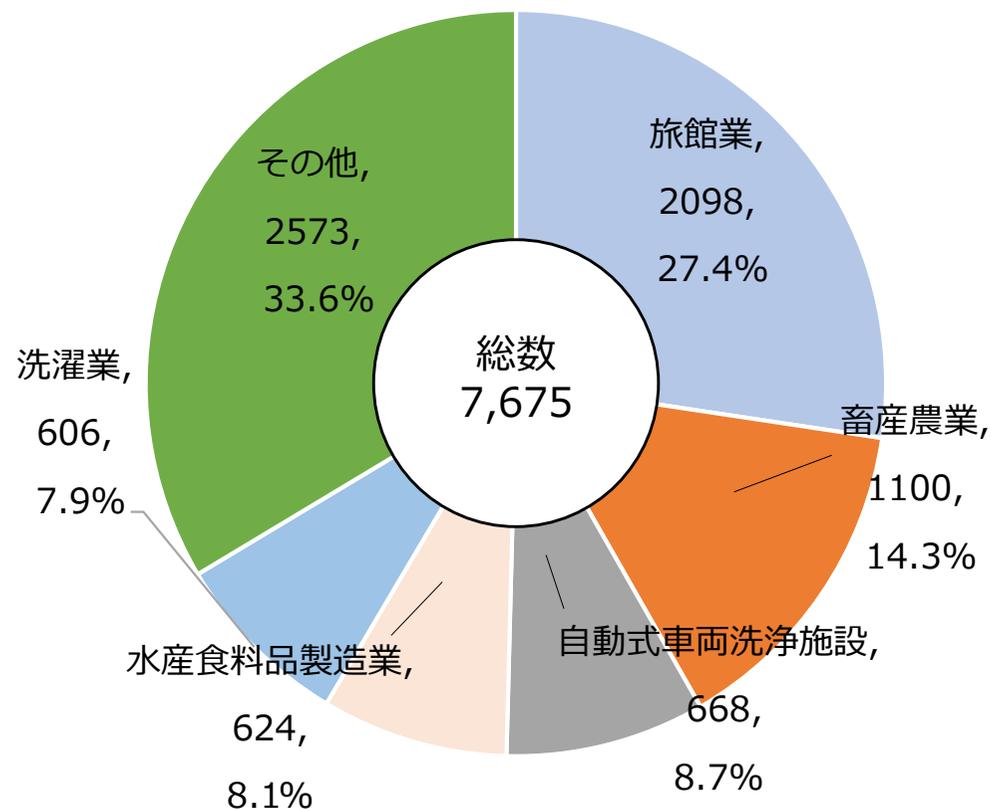
(↓千葉の海シンボルカラー「内房の青」)

# 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数（令和5年度末現在）

	事業場数		
	県所管分	政令市※ (6市)	合計
特定事業場総数	7,675	2,436	10,111
規制対象事業場数	1,169	630	1,799

※ 政令市（6市）：千葉市・船橋市・柏市・市川市・松戸市・市原市

## 種類別特定事業場数（県所管分）



## 2 千葉県環境保全条例に基づく特定事業場数（令和5年度末現在）

施設区分		事業場数※1			備考
		県所管分	市川市 松戸市 市原市	合計	
あき缶再生業の洗浄施設		0	0	0	
ばい煙・粉じんの湿式洗浄施設		1	0	1	
畜舎	牛房	290	11	301	大腸菌群数についての排水基準は、当分の間、適用しない
	馬房	2	0	2	
	鶏舎	200	5	205	
	小計	492	16	508	
特定ちゅう房施設※2並びに 特定ちゅう房排水処理施設		45	0	45	うち規制対象事業場数 20施設
条例事業場合計		538	16	554	

※1 千葉市・船橋市・柏市については、条例第67条において適用除外とし、市の条例において規制している

※2 特定ちゅう房施設とは印旛沼・手賀沼流域に排水する以下に掲げる施設のこと

- ・食品衛生法に基づく飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設
- ・健康増進法に基づく特定給食施設（特定多数人に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）に設置されるちゅう房施設

### 3 令和4年度公共用水域の水質測定結果(大腸菌数)<sup>※1</sup>

区分	類型	県 環境基準適合率 ※2	全国 環境基準適合率 ※2	環境基準値 (CFU以下/100mL)
河川	A	66.7%	86.5%	300以下
	B	88.8%	92.2%	1,000以下
湖沼	A	95.9%	99.2%	300以下
海域	A	100%	99.9%	300以下

※1 令和4年度から大腸菌数を測定

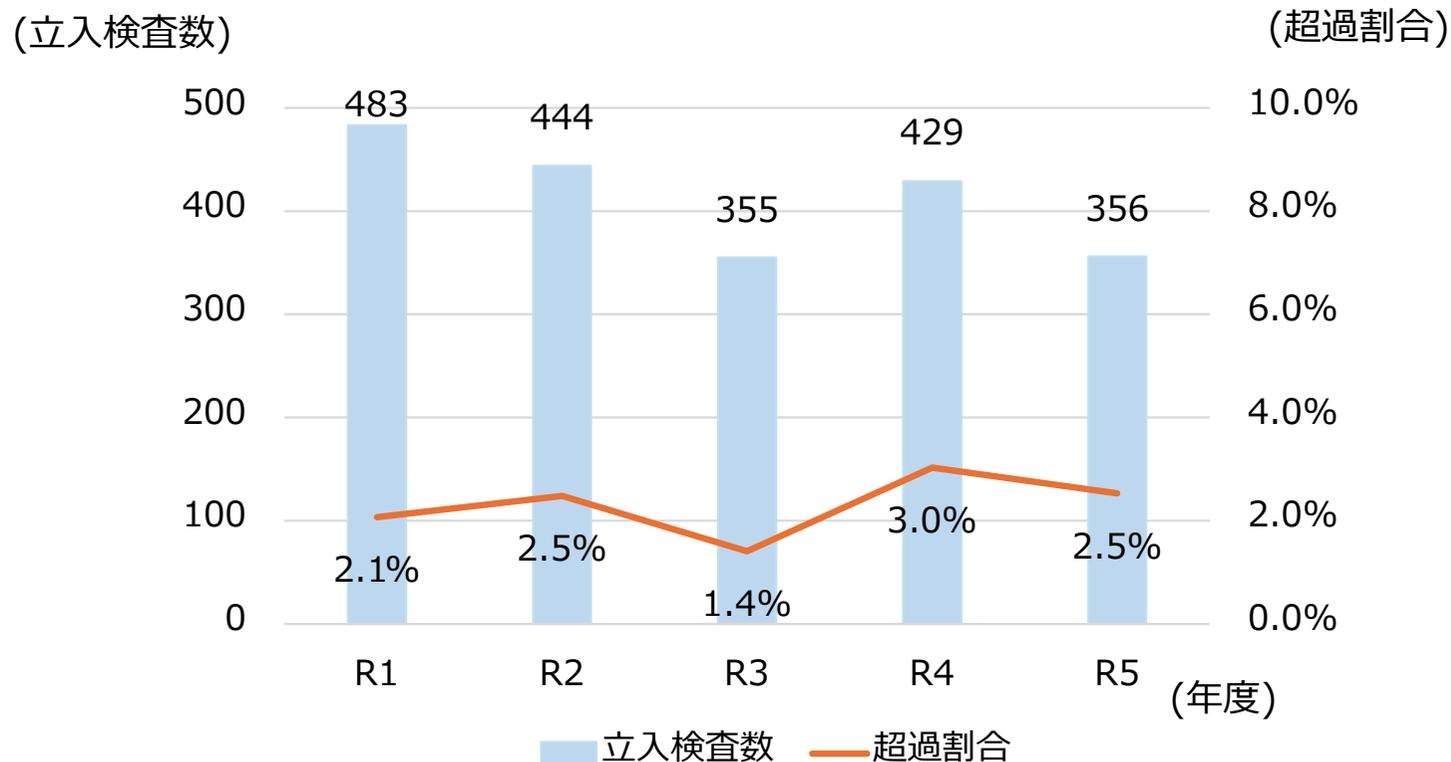
※2 環境基準適合率 = 環境基準適合検体数 / 調査実施総検体数 ※3

※3 大腸菌数に係る環境基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値）とされていますが、全国との状況と比較するため、「環境基準適合検体数/調査実施総検体数」で算定しています。

#### 4 立入検査結果（大腸菌群数を測定しているものに限る）（令和元年度～5年度）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	備考
立入検査数	483	444	355	429	356	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設、食品製造業、共同調理場等で大腸菌群数が超過</li> <li>・主な原因は排水処理施設の管理不足であり、指導により改善済み</li> </ul>
うち基準超過数	10	11	5	13	9	
超過割合	2.1%	2.5%	1.4%	3.0%	2.5%	

#### 立入検査結果（大腸菌群数の排水基準の超過状況）



## 5 排水基準（有害物質）

(単位：mg/L)

項目	排水基準を定める省令	上乗せ条例	環境保全条例施行規則
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01	0.03
シアン化合物	1	不検出	1
有機燐化合物	1	不検出	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.2	0.05	0.2
ヒ素及びその化合物	0.1	0.05	0.1
水銀及びその化合物	0.005	0.0005	0.005
アルキル水銀及びその化合物	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	不検出	0.003
トリクロロエチレン	0.1		0.1
テトラクロロエチレン	0.1		0.1
ジクロロメタン	0.2		0.2
四塩化炭素	0.02		0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04
1,1-ジクロロエチレン	1		1
1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3		3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02
チウラム	0.06		0.06
シマジン	0.03		0.03
チオベンカルブ	0.2		0.2
ベンゼン	0.1		0.1
セレン	0.1		0.1
ホウ素及びその化合物	海域以外10、海域230		海域以外10、海域230
フッ素及びその化合物	海域以外8、海域15	海域10	海域以外8、海域15
有害窒素	100		100
1,4-ジオキサン	0.5		0.5

## 5 排水基準（生活環境項目）

項目	排水基準を定める省令	上乗せ条例	環境保全条例施行規則
水素イオン濃度	海域以外5.8～8.6 海域 5.0～9.0	海域以外5.8～8.6 海域 5.0～9.0	海域以外5.8～8.6 海域 5.0～9.0
BOD・COD	160 (120)	10～80	25～300 (20～80)
SS	200 (150)	20～110	90～150 (70～110)
ノルマルヘキサン（鉱油）	5	2～3	3～5
ノルマルヘキサン（動植物油）	30	3～30	
フェノール類含有量	5	0.5	0.5～1
銅含有量	3	1～3	3
亜鉛含有量	2	1～5	5
溶解性鉄含有量	10	1～10	10
溶解性マンガン含有量	10	1～10	10
クロム含有量	2	0.5～2	2
大腸菌群数	(3,000)	3,000	(3,000)
窒素含有量	120(60)	10～120	120(60)
りん含有量	16(8)	0.5～16	16(8)
※排水基準の適用 （日平均排水量m <sup>3</sup> ）	50m <sup>3</sup> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全水域：30m<sup>3</sup>以上</li> <li>・印旛沼手賀沼流域：10m<sup>3</sup>以上</li> <li>・畜産施設：排水量にかかわらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①②：30m<sup>3</sup>以上</li> <li>・畜産施設：排水量にかかわらない</li> </ul>

- ・単位は水素イオン濃度を除き「mg/L」。ただし、大腸菌群数は「個/cm<sup>3</sup>」
- ・（ ）内は日間平均値
- ・上乗せ条例は、特定施設、排水先、排水量、新設既設によって排水基準が異なる
- ・環境保全条例は、鶏舎の飼養羽数、新設既設によって排水基準が異なる
- ・畜産施設は、上乗せ条例と環境保全条例施行規則において基準を設定しているのはpH、BOD・COD、SS
- ・①油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設、②ばい煙又は粉じんの湿式処理施設